

社会体育施設（野球場）の利用について

☆「新たな生活様式」を履行し、安全で安心な施設環境を維持するため、以下の点を順守して野球場を利用してください。

○利用可能施設

グラウンド	ダッグアウト（ベンチ）	トイレ
-------	-------------	-----

なお、新型コロナウイルス感染症防止のため当面の間、下記のとおり一部制限を設けておりますので、ご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます

- ・複数団体使用する場合、球場内へ入場できるのは2チームまでとする
- ・本部席を利用する際は、換気や他の人と十分な距離を取るなどの感染対策をすること
- ・利用中の不必要な発声や会話は控えること（観客を含む）

○遵守すべき事項（利用者全員）

- ・平熱を超える発熱や、咳、咽頭痛などの風邪症状がある場合は利用しない
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合は利用しない
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合は利用しない
- ・マスクを持参し、スポーツをしている時以外は必ず着用すること
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ・運動中・休憩時に関わらず、周囲の人との距離を保つこと（できるだけ2m以上）
特に運動中は呼気が激しくなるためより一層距離を空けること
- ・ベンチ、トイレ利用時に密にならないようにすること
- ・利用中、大きな声での会話や応援をしないこと
- ・スポーツ用具は共用しないこと
- ・施設内外へのゴミ等の投棄は絶対にしないこと
- ・施設利用後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者へ速やかに報告すること

○代表の方へ

施設を利用する団体の代表者は、上記事項を利用者全員に周知徹底し、履行させること
また、以下の事項について対応すること

- ・利用者の名簿作成（全員分）
- ・非接触型体温計による利用者の体温確認
- ・設備の消毒の徹底（ベンチ、ドアノブ、スイッチ類、その他手の触れる設備）
- ・チェックリスト内容の確認・記入
- ・貸出し物品（体温計・消毒液等）の管理
- ・貸出し物品、利用者名簿、チェックリストの提出（返却）

※名簿は、利用者に新型コロナウイルス感染症の発症が確認された際に、濃厚接触者確認のため利用します。

施設管理者：九十九里町教育委員会事務局 社会教育係
電話番号：0475-70-3192（営業時間 8:30～17:15）